

赤十字サポーター実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本赤十字社の事業・活動を積極的に支援、協力する広島県内の法人等に対し、赤十字サポーターとして認定を行うために必要な事項を定め、赤十字と法人等の間における社会貢献のためのパートナーシップの確立と普及拡大を図ることを目的とする。

(認定要件)

第2条 日本赤十字社広島県支部（以下、「県支部」という。）の活動資金として、毎年10万円以上を目安に支援して頂ける法人等。

(赤十字サポーターへの支援)

第3条 県支部は、次のとおり赤十字サポーターを支援するものとする。

- (1) 赤十字サポーターの社会貢献活動を広島県内赤十字施設の広報媒体を通じて、県内へ周知する。
- (2) 救急法等の赤十字講習会を無料で開催する。
- (3) 防災・減災セミナーを無料で開催する。

(認定について)

第4条 赤十字サポーターとしての認定を受けようとする法人等は、県支部に対して赤十字サポーター認定申込書（別紙様式第1号）により申込を行うものとする。

(認定証の交付)

第5条 県支部は、赤十字サポーターとして認定を受けた法人等に対し、別に定める認定証を交付する。

(認定の有効期間)

第6条 赤十字サポーターとしての認定有効期間は認定日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、双方何らの申出のない場合は、有効期間をさらに1年間自動的に延長する。

(認定の取り消し)

第7条 赤十字サポーターが規定する認定要件を満たしていないとき、当該認定を取り消すことができる。

認定を取り消された赤十字サポーターは、速やかに、認定証を県支部に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。